

地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた 条例の制定について

ゼロカーボン推進室

1 趣旨

2050 ゼロカーボンの達成に向けては、再生可能エネルギーの更なる生産拡大が不可欠であり、特に本県が高いポテンシャルを有する太陽光発電の拡大を進めていくことが必要となる。

一方で、地上設置型の太陽光発電事業は、防災面や環境・景観面等への懸念から、地域住民等と事業者との間で課題となる事例も多く、適正な普及を図る観点から一定のルール化が必要となっている。

本県では、平成 28 年に「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を策定し、市町村における条例制定を促進してきたが、市町村ごとに内容は多様であり、条例を有しない市町村もある。

また、F I T 制度（固定価格買取制度）での電力買取りは法令遵守を前提としており、これにより市町村条例の実効性が担保されてきた側面があるが、今後は、オフサイト P P A など、F I T 制度によらない事業の拡大が見込まれ、それらにも対応できる実効性のあるルールが必要となっている。

これらの理由から、市町村条例と相互に補完する形で、県が広域的に条例を制定し、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進を図ることとしたい。

2 検討体制

本事案について専門の事項を調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置する。

3 検討内容

- 対象事業（促進区域との関係含む）
- 事業者へ求める事項
 - ・ 住民等への説明
 - ・ 安全の確保
 - ・ 環境・景観の保全
 - ・ 法令遵守
 - ・ 適正な維持管理・廃棄等
- その他
 - ・ 市町村条例との関係、市町村との役割分担
 - ・ 罰則、手続等

4 今後の予定

令和 5 年 3 月 17 日 以降	長野県環境審議会へ諮問 専門委員会の設置・調査審議 市町村への説明・意見照会 環境審議会へ中間報告 パブリックコメント
夏頃	環境審議会へ報告、審議会答申
9 月定例会目途	条例案を県議会へ提出 (議決後、公布。一定の周知期間を経て施行)